

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究科事務室設置規程

平成16年5月16日
規程第 94 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の先端科学技術研究科に置く研究科事務室に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学の先端科学技術研究科に、次条に定める業務を行うため、研究科事務室を置く。

(業務)

第3条 研究科事務室は、研究科長の指揮命令の下に、総合情報基盤センター、学内共同教育研究施設、保健管理センター、戦略企画本部、教育推進機構、研究推進機構、監査室、環境安全衛生管理室、男女共同参画室、地域共創推進室及び事務局と連携協力し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究科の管理運営に係る支援業務
- (2) 研究科の教育研究及び管理運営に係る企画立案
- (3) 研究科の教育研究に係る支援業務
- (4) 学内共同教育研究施設の運営に係る支援業務

(組織)

第4条 研究科事務室に係を置き、その業務を分掌させる。

(事務室長)

第5条 研究科事務室に事務室長を置く。

- 2 事務室長は、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 3 事務室長は、上司の命を受け、研究科事務室の業務を処理する。

(専門員)

第6条 研究科事務室の業務を処理させるため、専門員を置くことができる。

- 2 専門員は、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 3 専門員は、上司の命を受け、研究科事務室の業務のうち高度な専門的知識 若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の業務を直接処理する。

(係長)

第7条 研究科事務室の係に係長を置く。

2 係長は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 係長は、上司の命を受けて研究科事務室の係の業務を処理する。
ただし、上司の命あるときは、他の係の業務を助けるものとする。

(専門職員)

第8条 研究科事務室の業務を処理させるため、専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 専門職員は、上司の命を受け、研究科事務室の業務のうち専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の業務を直接処理する。

(主任)

第9条 研究科事務室の係に主任を置くことができる。

2 主任は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 主任は、上司の命を受けて研究科事務室の係の業務を処理する。
ただし、上司の命あるときは、他の係の業務を助けるものとする。

(係員)

第10条 係員は、上司の命を受けて研究科事務室の係の業務に従事する。ただし、上司の命あるときは、他の係の業務を助けるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究科事務室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究科事務室設置規程の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。